

**情報通信審議会 電気通信事業政策部会**  
**固定電話サービス移行円滑化委員会（第4回）**  
**議事録**

- 1 日時：令和7年12月1日（月）14：02～15：11
- 2 場所：WEB会議による開催
- 3 出席者：
  - ・ 構成員（五十音順）  
山内主査、相田主査代理、岡田委員、青柳専門委員、内田専門委員、大谷専門委員、北専門委員、高口専門委員、長田専門委員、橋本専門委員、三尾専門委員
  - ・ 総務省  
湯本局長、吉田電気通信事業部長、井上事業政策課長、岸調査官、飯島料金サービス課長、内藤消費者契約適正化推進室長、平松基盤整備促進課長
  - ・ オブザーバー  
NTT東日本株式会社 経営企画部 中井営業企画部門長  
NTT西日本株式会社 経営企画部 木下営業企画部門長

4 議事

【山内主査】 山内でございます。本日、議事進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから、固定電話サービス移行円滑化委員会の第4回会合、を開催いたします。

本日は石井委員が御欠席となっております。11名の御出席であります。

それでは、議事に入る前に、本日の配付資料について、事務局から御確認をいただきたいと思っております。

【佐々木事業政策課基幹通信係長】 事務局でございます。本日、配付資料が計2点ございまして、資料4-1と参考資料の2点となっております。参考資料につきましては、これまでの会合において構成員の皆様から追加質問があり、NTT東日本様、NTT西日本様、それとCATV連盟様から御回答があったものでございます。

今回の回答は3点ございまして、1点目が、メタル固定電話からの番号ポータビリティに対するキャッシュバック等の実施について、2点目が、光回線電話等に必要なONUなどの機器の屋外設置について、そして3点目が、ケーブルテレビ会社における電柱の利用についてとなっております。

なお、ほかにもNTT東西様宛てに追加質問をいただいておりますが、回答に時間がかかる  
とのことですので、こちらは次回以降にて回答内容を御報告する予定でございます。

以上です。

【山内主査】 ありがとうございます。

それでは、議題に入りたいと思います。今日、議題といたしまして、事務局において、これ  
まで事業者、それから団体ヒアリング、関係団体ヒアリングを行ったわけでありまして、これ  
ども、これらを踏まえて主な意見を整理していただきました。これを御説明いただいて、議論とさせ  
ていただこうと思います。

では、事務局からどうぞよろしくお願いたします。

【小杉事業政策課課長補佐】 事務局小杉でございます。資料4-1に基づきまして、これま  
での事業者ヒアリングにおける主な意見を御説明させていただきます。

まず1ページ目、これまでの事業者ヒアリングにおける主な意見について、移行に伴う利用  
者保護の在り方、また、移行に伴う関係事業者への影響やその対応の在り方などに整理いたし  
ました。

こちらは諮問した際にこの2つを主に議論していただきたいとしていたものですが、この  
中からさらに細かく分けまして、全体で11の項目に整理をしております。

また、ここに並んでいる項目のうち下線のある項目は2026年4月の先行実施開始まで  
に取り組むべき事項に関するものとして5つの項目を挙げさせていただいております。

2ページ目、諮問の内容と今後のスケジュールについてでございます。来年4月の一部先行  
エリアでの移行に向けて直ちに取り組むべき事項について本日は主に議論していただきたい  
と考えているところでございます。

3ページ目、具体的な意見になります。前半は、移行に伴う利用者保護の在り方となってお  
ります。

1つ目は総論。これまでの意見を踏まえ、2026年4月の先行実施開始までにNTT東西  
に対応を求める点は何か。次ページ以降の各論点も参照していただき御意見いただければと  
思います。

NTT東西の説明では、メタル回線設備を利用した加入電話について、光・モバイルを用い  
たサービスへの移行を段階的に実施することで固定電話をお使いいただける環境の維持をし  
たいと。また、工事費等の初期費用は無償とすると。

2028年度からの本格的なエリア単位での移行計画を実施する予定であり、その前段の

一部エリアの先行実施において、進め方の知見を蓄積するという事で本格的な移行計画を進めていきたいとしております。

また、先行実施エリアは老朽化による設備更改が急務となっているエリアや遠距離で保守に支障があるエリア、光回線とメタル回線をつなぐ局外収容装置の維持限界を迎えているエリアなどを対象として想定しているということでございます。

こちら、「など」とありますけれども、その内容については、5ページ目にNTT資料を添付しておりますので御参照ください。

これに対して構成員からの主な意見でございます。先行実施について、試験的に実施し、その知見を生かしていく考えには賛同するが柔軟に対応すべき。移行先サービスを提供する他社との連携も必要ではないかという意見がございました。

また、新規受付停止の提出時期については、サービス終了を直後に控えている点を踏まえると、もう少し早くしてもよいのではないかという意見もございました。

関係事業者・団体からは、利用者保護と公正競争の確保の両面からの検討ですとか、代替サービスについては、品質の違いや利用者の受容度度合い、競争市場に与える影響等を考慮すべきとの意見があったところでございます。

次が6ページになります。代替サービスの考え方。こちらは光の整備とモバイルの活用、この関係について主に整理しています。

囲みの論点ですが、以下の点を踏まえ、代替サービスにおける光整備とモバイル網活用の関係についてどのように考えるか。

まず、NTT東西は来年4月から一部エリアで先行的な移行を開始する予定としていて、基本的には光提供エリアでは光回線電話、光未提供エリアではワイヤレス固定電話とモバイル網固定電話を提供するとしつつ、光提供エリアであっても例外的にモバイルを用いた固定電話を提供したいということでございます。

競争事業者からは、メタル回線の代替としては光ファイバを基本とし、無線の活用は、光の引込みが困難な場合など例外的に許容すべきという意見が出ておりまして、これらは同じようなことを言っているのではないかと事務局では考えてございます。

また、現行NTT法では、不採算地域等に限定して町字単位で認めている。

最終答申では、モバイル網を活用すべきと提言されているところでございます。

また、NTT東西の説明に入りますけれども、2026年4月の先行的な移行開始までに、ワイヤレス固定電話の提供地域に関する要件を見直していただきたいという要望をいただい

ています。これは省令改正が必要になるものになります。また、ワイヤレス固定電話、既に提供していますが、その提供において特段の問題は生じていない。

また、光未提供エリアにおけるモバイル網を活用した固定電話の提供数は25万回線と試算。これはワイヤレス固定電話とモバイル網固定電話を合算したもの。28年度以降は、モバイル網固定電話を提供し始める予定としております。

構成員からの主な意見ですけれども、ユーザー視点からすれば、工事不要の無線が選ばれるのではないかと。利用者の要望に基づく場合には無線を活用していいのではないかと。

また、今後の技術変化も見据えて、移行計画の戦略を立てるべきではないかと。

ワイヤレス固定電話を提供する際には品質の違いについて利用者保護の観点からしっかりと説明すべきといった意見が出ているところでございます。

次のページが関係事業者、団体からの主な意見となりまして、メタル回線の代替としては光ファイバを基本とすべき。ワイヤレス固定電話・モバイルも固定電話の提供は、利用者から特段の要望がある場合や、光の引込みが困難な場合の例外的な許容とすべきといった意見。

また、利用者による要望であっても、早期開通希望時のモバイルの提供を認めるべきではないといった意見もございました。

モバイル網固定電話においては、現行仕様でのサービス提供継続を認めるべきや、NTT東西は、光ファイバ整備をどのように進めるのか、具体的な計画を示すべきといった意見もございました。

9ページでございます。こちらも利用者保護の在り方についてでございます。

以下の点を踏まえ、利用者への対応についてどのように考えるかでありまして、NTT東西からは様々な手段で利用者への周知。これは移行の案内ですとか、詐欺被害の防止の注意喚起を行う予定との説明があったことに対して、構成員等からはさらなる検討を求める意見が出ているところでございます。

構成員からの主な意見ですけれども、電気通信事業法における消費者保護のルールだけでなく、被害を防止するために適切な対応・周知が重要ではないかといった御意見。

また、利用者が代替サービスを選択するに当たって、サービスそれぞれのメリット・デメリット等の情報を整理して提供する必要があるのではないかと。

NTT東西から正しい周知をしても利用者が不審に思う可能性があることを考慮して、様々な手段・メディアを使って幅広く周知をしていく必要があるのではないかと意見を頂戴しております。

関係事業者・団体からは、事前の周知において、手続の内容や流れ等を丁寧に案内することが必要。利用者からの問合せに対しても丁寧な対応をすべき。

I V Rを導入する場合には、操作手順を含めて分かりやすく周知すべき。

利用者自らが的確に判断できる情報と時間を提供すべき。

また、N T T東西の利用者だけでなく、メタル回線を利用する他事業者の利用者にも被害が生じる可能性があることを踏まえた対応が必要といった意見が出ていたところでございます。

以上が前半、利用者保護に関する意見の整理となっております。

1 1 ページ目からは後半になります。移行に伴う関係事業者への影響やその対応の在り方となります。

まず1つ目、N T T東西による代替サービスの案内方法について。これは他社サービスとかブロードバンドをどのように勧奨するかというものでございます。

以下の点を踏まえ、N T T東西の代替サービスの案内方法について、どのように考えるかとしていまして、N T T東西は、公正競争確保の観点から、自社のサービスを希望する顧客に対して、代替サービスや自社のブロードバンドの案内を行うとしております。他社サービスを希望される利用者には、各各事業者へ直接お問合せくださいと案内するとしております。これは1 4 ページにダイレクトメールの記載の抜粋を掲載しております。

一方、競争事業者からは、他社のサービス、ブロードバンド+ I P電話なども公平に案内すべきとの意見が出ているところでございます。

N T T東西の説明、もう少し御説明しますと、ブロードバンドへの移行がない顧客に対して、電話の顧客情報を使ったブロードバンドへの移行勧奨というのは、公正競争上問題があると理解しており、そのようなことは考えていないということでございます。他社サービスが存在する旨はダイレクトメール等において記載して、他者を希望する際には選択可能なように案内するというのがN T T東西の説明でございました。

構成員からの主な意見としては、現在のN T T東西の案以上にブロードバンドを勧奨する場合には、誰のサービスをどのように案内するのかについて、公正競争上の問題が生じる。

また、電気通信事業法のみでなく独占禁止法の観点からも注視する必要がある。

案内方法については、総務省において地域ごとのブロードバンド提供事業者、これは基礎的電気通信役務台帳として予定しているものですが、これを公表し、N T T東西の案内でこれを引用してはどうかとの意見もございました。

現在固定電話のみを利用しているユーザーというのは、これまで勧奨があっても最後まで

ブロードバンドを必要としていなかった方、このような方にブロードバンドを案内する際には相当丁寧な説明が必要ではないか。

また、自治体など横の関係も含めて時間をかけてユーザーが考える場所を提供していただきたい。このような意見があったところでございます。

12ページでございます。関係事業者、団体からの主な意見としまして、加入電話の顧客情報を基にフレッツ光とひかり電話の営業を行うことは、公正競争確保との関係について整理が必要、競争事業者とNTT東西の間のイコールフットイングの確保が必要。

他社のブロードバンド+光IP電話も公平に説明すべきとの意見がございました。

また、固定電話の競争サービス、例えばソフトバンクさんのおうちのでんわなど、他事業者のサービスも含めて案内いただくと、移行促進の観点から有効ではないか。

加入電話のほかに、電気通信サービスを一切利用していないユーザーに対してもブロードバンドの案内を行うべきとの意見がございました。

主要な移行先は、ブロードバンドとのセットの光IP電話となるのではないかとというような考えも示されたところでございます。

13ページが、代替サービスの案内方法。

14ページ、競走事業者への情報提供についてでございます。以下の点を踏まえ、移行エリア等の情報を事前に関係事業者に提供することについてどのように考えるかとしております。

競争事業者各社は、例えば1つ目、NTT東西のメタル回線に依存したサービス(直収電話)の移行先の対応等が発生すること。2番目、自社の顧客からの問合せ対応。3番目、競走事業者との情報の同等性の確保。こういった理由から移行エリア等の事前の情報提供を希望しているところでございます。

NTT東西は、先行実施エリアについては、周知開始1か月前にホームページでエリアを公表するとしているほか、メタル回線に係る接続機能の終了に当たっては、接続事業者の意向を踏まえて具体的な進め方を検討していくとしております。

関係事業者、団体からの主な意見としては、NTT東西のメタル回線を利用した当社直収サービス、これはおとくラインですが、は2年半から3年前ぐらいまでにはエリア毎の撤退計画等を提示していただきたい。

また、関係事業所でも顧客対応が発生するため、周知開始の1か月程度前には情報共有をしていただきたいとの意見がございました。

また、関係事業者との意識合わせの場を開催していただきたいですとか、電柱を共用する、

添架しているケーブルテレビ事業者からは、添架事業者や地域の利用者が備える十分な時間を確保して事前に公表していただきたいとの意見もあったところでございます。

ここまでが先行移行実施までに議論していただきたい主な事項として事務局として整理したものでございます。

15ページ目以降は、それ以外も含めた論点になりますけれども、まず15ページは、モバイル網固定電話に係る公正競争関係。これは、NTT東西がモバイル網固定電話を提供する際に、公募調達して卸再販していきたいという方針を示しておりまして、この公募については公平性を担保することは必須としております。

構成員からも、公募に当たっては、早期に情報を提供することなどが必要ではないかとの意見が出てきたところでございます。

16ページ目、光回線電話の料金水準でございます。NTT東西が全国で光回線電話、電話単体の光サービスを提供し始めたことに対して、構成員からは、光回線電話の料金について、事業者都合の変更であるため、料金は加入電話と同等以下とすることが前提となるのではないかと意見がありました。

関係事業者からは、現行の光ファイバの接続料では、競走事業者が同等のサービスを提供することができない。料金の在り方や1回線当たりの費用の検証をすべきとの意見がございました。

次は工事稼働（接続工事等への影響）についてでございます。まず先に関係事業者の意見を紹介しますと、関係事業者からはメタル回線の切替え工事に伴う工事の影響がないか考慮してほしい。接続とか光コラボの工事において、直前に延期が生じないようにしてほしいという要望がありました。個別の案件として、光回線電話に移行すると、光コラボで提供するひかり電話への電話番号が継続利用できなくなるといった懸念もJAIPAから示されたところでございます。

これに対して、NTT東西の説明としては、メタル回線の切替え工事を優先して各事業者との工事稼働に影響を及ぼすことはない。イコールフットィングは確保しているとの説明や、JAIPAが懸念する電話番号の継続利用できない点については、改善の方向で検討しているとの説明がございました。

17ページ目、他事業者が添架している電柱の扱いについてでございます。NTT東西の説明としては、NTT東西が電柱を利用しなくなった場合には、利用を希望する事業者がいれば、当該事業者に譲渡をし、希望がなければ撤去することを基本としていくとしながらも、添架事

業者に不都合が生じないように対応する方針であるとの御説明でした。

構成員からは、移行が進んでいけば電柱の問題は多く出ると予想されるので、丁寧な対応が必要との意見。

CATV連盟からは、添架事業者にとって電柱の有無は死活問題、電柱の利用者が現存する場合には、地域の実情が配慮されない形で電柱の撤去・廃止が行われないよう制度的な担保をするべきとの意見があったところでございます。

18ページ目、ここからはその他の意見として整理をしております。

1つ目は、メタル回線の売却益の扱いでございます。構成員からは、メタル回線の売却益をどうするかについては、NTT東西のビジネス上の判断によるところがあるのではないかと意見が示されております。

関係事業者からは、メタル回線の代替である光回線の整備に充てるべきですとか、光回線の接続料の上昇を抑止する算定の在り方を検討するとともに、メタル回線の売却益の規模の見通しを公表し、光回線接続料の低減等に活用すべきとの意見。

また、売却益の見通しや算定方法を整理の上、適正性の検証を踏まえて試算結果をお示しいただきたいといった意見が示されたところでございます。

最後、19ページ目、本委員会での今後の検証についてでございます。NTT東西の説明では、先行実施エリアにおいて知見を蓄積し、周知方法の改善を実施していくとしているほか、計画の見直しが必要になった場合には、本委員会にも報告すると。知見を頂戴しながら進めていきたいとの意見が出ております。

構成員からも、移行完了まで10年という長い期間において、予測できない変化が生じる可能性がある。定期的に本委員会に状況を報告していただきたいとの発言がございました。

また、関係事業者、団体からも、NTT東西が具体的な移行計画を示した上で、検証項目や検証体制、スケジュール等を精査・明確化すべきとか、関係事業者との間で十分な時間の確保や協議が適正に実施されているか、定期的に検証してほしい。

NTT東西が無線活用に偏重することがないように、光回線電話への移行状況を本委員会で注視してほしいという意見が出てきたところでございます。

以上、事務局でこれまでの意見を整理いたしました。山内先生、進行をお願いいたします。

【山内主査】 ありがとうございます。

それでは、意見交換に移りたいと思います。内容が非常に多く多岐にわたっておりますので、前半と後半に分けて議論としたいと思います。前半では、さきほども少し区切りのところで御

説明もございましたが、移行に伴う利用者保護の在り方、ここまでにしたいと思います。事務局の資料でいうと、3ページに総論があって、それから6ページに代替サービスの考え方があって、9ページが利用者保護となっておりますので、ここまでこれについて御発言、御意見あればお願いしたいと思います。

本日も、NTT東日本様、それからNTT西日本様も御出席をいただいておりますので、構成員の皆様からNTT東西に御質問ということであれば併せて御発言いただいて結構かと思っております。

それで、進行の整理のために、御発言御希望の方は、Webexの提案機能でお知らせいただければ助かります。提案機能だと順番にソートされますので。ということであります。

それでは、いかがでしょうか。1ページから基本的に9ページぐらいまで、これについて御意見、御質問あれば御発言願います。どなたかいらっしゃいますか。

相田委員が御発言御希望ですね。どうぞ相田さん、御発言ください。

**【相田主査代理】** 相田でございます。この話題に類似の会合にいろいろ出ているので、どういう発言をどこでいただいたかというのは必ずしも記憶してない部分もあるんですが、これまでいただいた御意見をよく整理できてきていると思います。その上で、3点くらい少し付け加えさせていただきますと、IPネットワーク設備委員会のほうで今モバイル網固定電話の技術基準について検討しておりまして、先行実施の来年4月そのものにぴったり間に合うかどうかは分かりませんが、ほぼ近いうちにモバイル網固定電話の技術基準も明確になるだろうということで、いろいろ利用者に御案内いただくとき、例えば10ページには代替サービスとして光回線電話、ワイヤレス固定電話、ひかり電話と書かれておりますけれども、これにモバイル網固定電話、それから他社のブロードバンドサービス上のIP電話というようなのを並べて御案内いただいているのかなと思います。

それで、先ほどもいろんな方から御意見いただいていたけど、せっかく御案内いただくに当たっては、それぞれのまずは料金水準、それから特徴、例えばたしか西村真由美構成員が言っておられたと思うんですけど、モバイル網固定電話だと緊急通報発信装置がうまく動かないことがあるというようなこと、その他それぞれのサービスに特有の事情というのがあるかと思っておりますけれども、そういうものをぜひNTTさんと総務省さんと、あと、いわゆる消費者相談センターといった方でタイアップしていただいて、先ほど言った5択ですか、のそれぞれの特徴、料金水準というのを整理いただいてアナウンスいただくということがいいと思います。

それと、先ほど何ページ目かに北構成員からも御意見ございましたけど、やっぱり工事が要らない、それから基本料金が安いということで、モバイル網固定電話を選択される利用者の方が少なからずいらっしゃるんじゃないかと思いますが、今申し上げた緊急通報発信装置が使えないケースがある等々で、一旦モバイル網固定電話を選択したけれども、やっぱり光回線電話にしたいとかいうお客さんが出てくると思いますので、直接、光回線電話あるいはNTTのインターネットサービス上のIP電話に切り替えるときには工事費が無料だという御説明はございましたけれど、一旦別のサービスにしたけれど、やはり光回線電話にしたいというような方についてもぜひ何らかの御配慮いただければいいと思いました。

私からは以上です。

【山内主査】 ありがとうございます。これは事務局ないしはNTTから何かありますか。

御意見ということだけでよろしいですか。

【小杉事業政策課課長補佐】 御意見として承りたいと思います。

【山内主査】 ありがとうございます。ほかに御発言御希望いらっしゃいますか。

いかがでしょうかね。

青柳委員ですかね。御発言ください。

【青柳専門委員】 青柳でございます。ありがとうございます。先ほどシェアしていただいたNTTさん側の周知の案についてでございます。これですね。右端の代替サービスのお申込みについてという欄です。NTT様のブロードバンドサービスの欄が真ん中であって、他事業者さんは、利用者の方が各自で事業者へ直接お問合せをするというような立てつけでの御案内となっておりますが、やはりこの部分、もうちょっと丁寧にやることによって公平な競争条件を確保していただくのがより望ましいのではないかなと考えております。

例えば、こちら一番下のところに同じようにQRコードのようなものをつくっていただいて、それでNTTさん側でウェブサイトを用意していただく。そして、そこに様々な事業者さんのリストが載っている。そこからリンクで各自、利用者の方が飛べるようにしておくというようなことなどが一案でございます。もっといい案がいろいろあると思いますが、自分で探しに行ってくださいというだけよりはもう少し丁寧な対応をする必要があるのかなと思います。

というのは、上にやはり自社のフレッツ光のサービスの個別具体的な連絡先が書いてあるというところから、積極的な勧奨ではないけれども、やはりこちらのほうがかなり競争上有利になるのではないかなという印象を持つためでございます。ほかの委員の方から違う御意見

等あるかもしれませんが、差し当たり私は今このように考えております。

以上でございます。ありがとうございます。

【山内主査】 ありがとうございます。これについてはいかがですかね。事務局、NTTさん、いかがですか。

【NTT西日本（木下部門長）】 NTT西日本の木下でございます。青柳先生、御意見いただきありがとうございます。今御指摘いただいたのは、他事業者の固定電話サービス御利用のお客様、ここの御案内というのがもう少し丁寧にしたらいいのではないかという御指摘ですね。他社のサービスを全て理解し案内するということ、それから案内するタイミングだとか、そういうものも非常に全て合わせていくことは難しいといった側面もございますので、慎重にやる必要はあるかと考えてございます。

なお、やり方の一つとしては、例えば総務省さんのほうで整理いただくような台帳とか、そういったものを活用していくといったことも一つ手法としては考えられるのではないかなど考えてございますけれども、いずれにしても、なるべく丁寧に、弊社のもものも、ほかの事業者様のもものも御案内を差し上げていくということについての方向性については別に特に何か違うというものではございませんので、少し我々が本当にやるべきこと、それから、総務省で整理される情報等を踏まえてベストな方法を考えていきたいと考えてございます。

以上でございます。

【山内主査】 ありがとうございます。

それで、次は内田委員、どうぞ御発言ください。

【内田専門委員】 どうもありがとうございます。内田でございます。意見となってしまうと恐縮なんですけれども、今、ちょうど投影していただいている資料と関わるんですけれども、この案内を受けて、内容を理解できない方も割と多くいらっしゃるのではないかなと思ひまして、例えば、モバイル網固定電話とワイヤレス固定電話って何が違うんだろうとかいうことがあると思ひますので、言葉の説明みたいなものは何かあったほうがいいと思ひました。

あと、暗黙の前提として、移行することが前提になっているような気がするんです。代替サービスに申し込まないといけないみたいな。じゃあ、固定電話もうやめますというような事例も当然あるわけなんですけども、そういうオプションもあるということも分かるようにしていただけたほうがいいのかと思ひました。

あと、こういった案内をもらわなかった人に対する詐欺被害もあるように思ひますので、そういう対策もお願いできればなと思ひたところでございます。

以上でございます。

【山内主査】 ありがとうございます。そういう方向で御検討いただくということによろしゅうございますかね。ちょっと私もこれ見たときに、最初に分かりづらいなと思ったこともあるので、分かりやすく解説いただければと思います。

次、大谷委員、どうぞ。

【大谷専門委員】 大谷でございます。ありがとうございます。先ほど青柳委員のほうからお話があった公正競争の観点のところについて、ちょうどNTT様のほうから御回答がありましたように、やはり正確に競争事業者のサービスについて伝達するためには、総務省が把握している基礎的電気通信役務の台帳の活用という御提案を前回相田構成員からも頂戴していて、この資料にも掲載されているところですので、こういった基本的な台帳を活用していくのが適当ではないかと思っております。

一方で、通常の公正競争上の配慮を要する営業活動と若干違うところがあるかと思えます。まず、利用者保護の観点からサービスの持続性を確保するために利用者が簡便に確認できる手段というのを確保するということがまず必要だと思いますので、NTT東西様自身が提供できるサービスについて基本的にしっかり伝えるということは必要だと思っております。

そういう意味で、今御用意されている案内資料というのは、分かりにくさの問題というのはもちろん解決していただく必要がありますけれども、こういった順序で並んでいるということ自体はそれほど違和感のあるものではないと感じております。

あと、あわせて、ほかの構成員も御指摘になっているところですが、やはり利用者の方にとって必要とされるサービスへ適切に移行できるようにするために、現在、幾つかある規制の条件、例えば条件不利地域に限定したものにしなければいけないなどの制約というのはある程度柔軟に解決していく必要があると私自身も感じておりますので、申し添えさせていただきます。

ひとまず、一旦、私からは以上でございます。

【山内主査】 ありがとうございます。ということで、この点についても、先ほども御指摘ございまして、御回答ございましたので、よろしゅうございますかね。そういう御意見ということとであります。

次、橋本委員、どうぞ。

【橋本専門委員】 委員の橋本です。私のほうからは、2点ちょっと申し上げたいと思います。

1点目は、ちょうど今スライド出ていますので、コメントになってしまうんですけども、6ペ

ージの利用者保護の在り方に関して、おおむねこの方法でいいと私は思っております。

それに関してなんですけども、移行に関しては、利用者の利益を第一に考えていただければありがたいなと思っております。トラブルなく、メタル回線からの移行がスムーズにできるということが業界全体の信用を高めることになると。逆に言うと、いろいろトラブルが起きると、業界全体のイメージが悪くなってしまいますので、トラブルなくスムーズに移行するように慎重かつ丁寧をお願いできればなと思っております。これ1点お願いです。

それからもう1点は、内田委員のコメントに付け加えるような形になってしまうかもしれないですけど、9ページの移行に伴う利用者の保護のところ、私がちょっと気になっているのは、固定電話とメタルの固定電話を混同してしまうというか、私自身もたまにあれとなることあるんですが、固定電話とメタル電話は意味が違いますけども、光回線の固定もあるわけで、固定電話イコールメタル回線電話と捉えてしまっている人もいるのではないかな、比較的多いのではないかなと思いますので、固定とメタルは違うよということもきちんと御説明していただければありがたいと思っております。

これはコメントというか、質問というか、固定とメタル、混同しないようにお願いできればなと思っております。これはお願いですかね。以上です。

**【山内主査】** ありがとうございます。そういう形でお願いしたいということでよろしいかと思えます。

**【橋本専門委員】** お願いします。

**【山内主査】** 次、岡田委員、どうぞ。

**【岡田委員】** 成城大学の岡田です。全体の基本的な考え方について異論があるものではないのですが、2点ちょっとコメントをさせていただければと思います。総論でも述べましたように、利用可能な技術がいろいろ変化していく中で、ユーザーから見て利用可能な代替サービスとは何かということがはっきり伝わるようにしなければいけないと思うんですね。しかもそれがどういうタイムラインでいつから利用可能になっていくのかということです。

例えば、代替サービスの考え方として、光未提供エリアの無線の活用は、NTTさん25万回線と今予想されていて、前のNTTさんの資料では光未提供エリアで69万回線、そのうち西が66万回線と、こういうような数字が出ていたと思います。そうすると、この25万回線のうちかなりの部分はNTT西日本のほうのエリアの中のユーザーということが想定されているのかなと思います。

そういう中で、今検討されているモバイル固定電話は、28年度以降から本格的に利用がで

きるようになっていくという移行の流れが、全体として今ピクチャーとしてあるわけですが、ユーザーから見るとそこ非常に分かりにくいところだと思いますし、エリアの中で、モバイル固定電話が利用できるエリアと、そうでない町字ぐらいの単位で見ると、利用できる場所と利用できない場所とか、あるいは、ブロードバンドになるとそれもまた、まだら模様でいろいろ違う状況があるかもしれない。そういうことが確実にユーザーに分かるようにしていくことが適切な合理的な選択をユーザーができるために必要であり、重要であると思います。

そういうのは、代替サービスの考え方及び利用者保護両面につながる話ではありますけども、そういうような情報が確実にユーザーに伝わるような方法を、確実にユーザーにそういう情報がリーチする、こういう方法をやはりしっかり考えていくことがとても大事ではないか。それはひいてはスムーズな移行計画の実現にもつながっていくと考えます。

その場合、一つ考慮しておいたほうがいいと思うのは、エリアの移行計画はたしか市区町村、正確に思い出せませんが、そうしますと、市区町村単位の自治体と密接に移行計画のプロセスで連携していく。そういう情報発信のルートとして自治体との連携を通じた情報発信もやっていくことは情報の信頼度という点でも非常に重要だと思いますので、もちろんNTTさんも信頼度は高いと思うんですが、やはり自治体のそういう情報発信も活用していくことが非常に大事なポイントだと思います。

そのようなこともさらに一層検討を進めていただければと思います。同じような御意見はほかの構成員からもいろいろ出ているところかとは思いますが、その点改めて私からも申し上げたいと思います。

以上です。

**【山内主査】** ありがとうございます。これもそういう御要望ということでよろしいですかね。

ありがとうございます。次は長田委員、どうぞ。

**【長田専門委員】** 長田でございます。各委員からいろいろお話の出ているところと重なる話になってしまいますけれども、1つは、NTTさんがお知らせの内容として参考で出しているところと、例えばですけど、最初のところにメタル設備を利用した加入電話と言われたときのメタルって何というところから普通の人は始まってしまうと思います。

今も岡田先生からもお話ありましたけれども、固定電話という言い方も含めて、いろいろ勝手な思い込みで勘違いをしてしまう方々もいっぱいいらっしゃると思いますので、そういうことも含めて、もう少し分かりやすく書いていただくことが大切で、そうでなければ、読み出

してやっぱり分からないからもういいやと思ってしまう、こういうところがあつてはいけないと思うので、そこは丁寧にさせていただきたいなということ。それから、詐欺的ではなくても、「NTTさんの電話使っていらっしゃいますよね」から始まるような勧誘の電話というのは残念ながらまだまだありますので、そういうところでこちらが構えてしまうところもユーザー側にはあると思いますので、もう少し、この文章一つにしても、お分かりになっている方々だけで考えるのではなくて、一切こういうところに関わっていない人たちに読んでみてもらって伝わるかどうかというのを丁寧に検証していただきたいと思いますと思っています。

そして、1本目のお手紙に全てを入れてしまうと、ますます大変なことになるので、そこは丁寧に、まずは移行の最初の御案内、そして次はというふうに何度かに分けてお手紙を渡すぐらいの予定を立てていただいたほうがいいと思いました。

それともう一つ、今ほどのお話にもありましたけれども、やはり自治体との共同作業も大切になってくると思います。これから先行的にやっていくところにも、例えば、自治体が持っている土地に、あまり具体的な名前は申し上げませんが、例えば東京都でも埋立てをしたような土地に、東京都の所有している建物群がある場所とかがあつて、それぞれの別の団体がその建物を利用していろんなことをやっているところもあると思います。50年、60年たっているところもあると思いますので、自治体とどこまでどういうふうに何ができるかということも含めて、早めの時期に一度先行でやってみていただけるといいと思いますので、お伝えしておきたいと思いました。

以上です。

**【山内主査】** ありがとうございます。分かりやすくということ、自治体なんかをうまく使つてということでもありますので、この辺はよろしゅうございますかね。そういう形でお願いするということ。

**【長田専門委員】** はい。お願いします。

**【山内主査】** ありがとうございます。それでは、時間の関係もありますので、前半はこのくらいにして後半に移りたいと思います。後半は、移行に伴う関係事業者への影響やその対応の在り方ということ、それからその他という項目が幾つかありましたので、11ページから最後までについて御意見、御発言があれば承りますが、いかがでしょう。どなたかいらっしゃいますか。

いかがでしょうか。もしあれば、であれば、前半のところでは何か言い残したことで結構ですが。青柳委員、どうぞ。

【青柳専門委員】 ありがとうございます。このページに関連することかと思うんですけども、ブロードバンドも、また、固定のサービスも含めて、他社との競合、競合他社との関係について、ちょっと懸念点を申し上げたいと思っております。

NTT様におかれましては、公正競争の観点についてかなり気を遣っていただいているかなと思ひまして、ありがとうございます。加えまして、私のほうからちょっとお願いというか、こういった点も御検討いただく必要があると思ひていることがございます。それは、実際に他社サービスが十分に競合するためには非常に様々な条件があるのではないかなと思ひております。こちら、我々研究者では分からない部分もあろうかと思ひます。

例えば、これからこの地域で工事を始めますよといった事前の情報をどれくらいのタイミングまでに受ける必要があるのかといった営業活動に関わるような情報などがあると思ひますが、それ以外にも技術的な面で様々な必要性というものが、もしかしたらあるのではないかなと思ひます。

したがひまして、他社サービスが十分にイコールフッティングで競合するためにどのような条件が必要なのかについて拾い上げる必要があつて、NTT様におかれましては、そのうちどれは可能なのか、どれができないのかといったことなどについても御検討いただくことが必要かと思ひております。

他の競合事業者様からの情報の拾い上げというのは、この場を通じて事務局にそういった取組の可能性について御検討いただければと思ひております。

以上でございます。

【山内主査】 ありがとうございます。こここのところ、これからも議論するところでありますが、事務局はそういう受け止め方でよろしいですか。

【小杉事業政策課課長補佐】 事務局小杉でございます。青柳先生、ありがとうございます。おっしゃるとおり、この資料でいうと14ページですね、ここに競争事業者が必要な情報の提供を入れているんですけど、おっしゃるとおり、公正な競争をするに当たつて、さつき例示していただいた技術的に必要な情報とか、そういうのも含めて、どんな情報が必要かというのはあまり意識して事務局も聞いていませんでしたので、今回の会合終了後、ヒアリングに参加した事業者、事業者団体にどういうものが必要かということについて聞きたいと思ひます。その上で、そういった情報提供がNTTから可能なのかどうかということも調整をして、次回御議論いただけるようにしたいと思ひます。

【山内主査】 ありがとうございます。

よろしゅうございますかね。次、大谷委員、どうぞ御発言ください。

【大谷専門委員】 大谷でございます。今のことと少し関連する内容になりますけれども、資料の前半部分で、先行実施についてのスケジュールについて御説明をいただいた箇所があったかと思います。こちらによりますと、来年の3月にはエリアを公表されて、周知活動が始まって、そして先行実施というのは、全体に先駆けて試験的なことも含めて進められると承知しているわけなんですけど、そうしますと、こういった先行実施エリアに該当する部分について、関係する競争事業者への情報提供のタイミングとか、また提供を受けられる情報、そういったことの必要十分性などについてはかなり前倒しで情報提供の機会を設ける必要が出てくるのではないかと考えております。

また、情報提供が関係する事業者に偏りなく伝えられるために、何かそういうまとまった場を提供するとか、NTT東西様において、具体的に開示方法や開示の場をどのように設けるかについても、少し具体的な御提案があると、関係事業者にとっても対応の計画などは立てやすくなってくると思います。先行実施対象エリアでの移行手順が煮詰まる前に、そういった場が設けられればと思いますので、ぜひ御検討いただきたいと考えております。

以上はコメントでございますが、もしNTT東西様から何かアイデアがあるようでしたら、この場ででも御発言いただければ幸いです。

私からは以上です。

【山内主査】 ありがとうございます。NTT東西さん、いかがですかね、今のコメントに対して何か。

【NTT西日本（木下部門長）】 大谷先生御意見、コメントありがとうございます。まず、先行実施エリアなんですけれども、事前にいろいろ調整等ございまして直前とまでは言いませんけれども、なかなかエリアが決まるまで結構手前まで時間かかってしまうというのが実態ではあるんですけれども、一応、3月、1か月前にはエリアの公表というのをまずホームページでいたすということで、まずは皆さんに知っていただくと、こういったことはまずやっていかなきゃいけないし、こういうことをまずやっていこうと考えてございます。

それから、接続事業者さんなんかは、1期の一番最初に接続事業者さんがいるようなところをやるというつもりはないんですけれども、少し2期目以降、接続事業者さんがいらっしゃるようなところがある場合は、少しこれより前に、なるべく早くその事業者さんとは触れ合うという形を取っていきたいと考えてございます。

以上で終わりかと言われると、ちょっとそれ以上、今、ちょっとまだ具体的な案はないんで

すけれども、なるべく皆さんに広く周知したほうが、結果として皆さんの協力も得られて、そして移行も進むといったことは、これは明白な事実でございますので、そういった側面も含めて、大谷先生の意見も含めていろいろ前向きに考えていきたいと思っております。

以上でございます。

【山内主査】 ありがとうございます。

よろしゅうございますかね、大谷委員。

【大谷専門委員】 様々な場所、ステークホルダーの方との調整が必要になってきますし、先行実施対象エリアにつきましては、該当の自治体などとのコミュニケーションを十分に取っていただく必要があることなどを考えますと、どうしても走りながら考えるというような形になりがちですが、早め早めに関係事業者とのコミュニケーションを取っていただけるように引き続き工夫をお願いしたいと思います。

私から以上です。

【山内主査】 ありがとうございます。

ほかに御発言御希望いらっしゃいますか。

岡田委員、どうぞ。

【岡田委員】 ありがとうございます。成城大学の岡田です。私からは、まず、14ページの今も議論になっていた事前の情報の共有のスキームの話なんですけども、エリア移行計画の情報共有を迅速に進めていくことは当然大事なポイントであると思うんですが、公正競争の観点からは、移行についてのユーザー側のいろんな情報があるわけです。これは機微な情報ともなりますので、その辺りの敷居は難しいとは思いますが、各社さんは各社さんの移行に係るユーザーの意向というものは一番早く知る立場にあるわけですけど、それは移行計画によって左右されるので、その移行計画の情報共有、それと、最初に窓口になっているNTTさんは、いろんな代替サービスへの移行についてユーザーの意向を一番早く知る立場にある。その点をどのように整理していくかというのは課題になると感じています。

ただ、どういうスキームや形がいいのか。例えば、各社さんは、台帳、町字レベルでサービスの提供の可否について個別にいろいろ情報はお持ちだと思っておりますが、台帳レベルではどこまで共有できるのか今はっきりしない状況ですし、どういう形でユーザーからのリファレンスに対して回答していくのか、13ページにあるような見せ方を工夫していくのかは、このエリアの移行計画の情報共有の在り方と密接に絡んでくるのかなと、今お話ししながら感じました。これはちょっと問題提起というか、課題というか、感じていることをまず1点申し上げ

げました。

もう一つ別の話で電柱の話があったと思うんですが、17ページですかね。東西さんの説明で、メタル回線の撤去に伴い電柱を利用しなくなった場合には、利用を希望する事業者がいれば譲渡し、いなければ撤去ということでしたが、譲渡というのは、現実性がどこまであるのかよく分からない。やっぱり電柱というのは、維持管理するだけでも結構大変なものがありますし、今後無線の活用が広がっていくと、いわゆる座礁資産といいますか、ストランデッドアセットになりかねない性質もあるのかなと思います。特に過疎地の電柱には、そういう面もあると感じますし、この辺りの今後の維持管理の考え方は、全体的な整理というか、共通の資産という面もあるわけですが、今後不要なものは適切に処分、撤去していくようなことも必要なことかなと感じます。NTTさんが管理しているものだけで200万本ぐらいあるということですので、今後、移行計画が進行していく中で、いろんな角度からいろんな問題が出てきそうな感じを受けました。

そういうことで、この電柱の取扱いについては、もう少し丁寧な検討が必要になってきそうということも感じましたので、一応意見として申し添えておきます。

以上です。

**【山内主査】** ありがとうございます。ということでよろしいですかね、そういった御意見いただいて。もし何かあれば、事務局、あるいはNTTからよろしいですか。

ほかの委員の方で御発言ございますか？

ありがとうございます。まだお聞きしたいこともあろうかと思えますけども、時間が限られておりますので、ここまでとさせていただきたいと思えます。

NTT東日本様、それからNTT西日本様、本日はどうもありがとうございました。

事務局、退室なしでもよろしいですね。

**【小杉事業政策課課長補佐】** このまま進んでいただいて結構でございます。

**【山内主査】** ありがとうございます。

それでは、今日御発言いただいた意見をまとめて、先ほどもありましたように、今回、この春から、試行開始ということもあって、私のほうで必要なことを少しまとめさせていただきたいと思っております。

今回の検討事項のうち、メタル加入電話の代替サービスの在り方については、本日までの議論を踏まえまして、ある程度、意見の集約を図ることができると、考えております。そこで、これについて、一定の方向性を整理させていただきたいと思っております。

事務局資料にもありましたが、これまでの議論でNTT東西からまず光提供エリアでは光回線電話、それから光未提供エリアではワイヤレス固定電話あるいはモバイル網固定電話の提供を原則とするということで、一方で、光提供エリアにあっても、建物、配管等の都合で光を利用できない場合等においては、モバイルを用いた固定電話を提供したいと、こういう意思表示があったと考えております。

また、他事業者からの意見をいろいろ総合すると、メタル回線の代替として光ファイバを基本とするべきであると。こういう御意見はもちろんありましたし、それから、ワイヤレス固定電話やモバイル網固定電話などの無線の活用というのは、光の引込みが困難な場合など、これは例外的に許容すべきだと、こういう意見があったと承知しているところであります。

NTT法では、設備の自己設置を原則としておりまして、NTT東西には光ファイバの整備を進めていただくことが基本であるということ。そして、モバイルを用いた固定電話の提供を無条件に認めることは適切でないと考えております。しかし一方で、固定電話サービスの円滑な移行を考えますと、光未整備エリアのほかに光整備エリアであっても、個別の事情によって利用者がF T T Hを利用できない場合とか、あるいはモバイルを活用した固定電話を使いたいという場合には、利用者の利益を最大限保護するということから、ワイヤレス固定電話、あるいはモバイル網固定電話による代替を認めることが適当ではないかと思っております。そういったことを皆さんから御意見をいただいていた、本日までの委員の方々の意見も、おおむねこうした内容に沿うものであったと考えております。

総務省においてどうしていただきたいかという、NTT東西が来年4月から実施予定の先行的な移行に間に合うように、ワイヤレス固定電話について、光未整備エリアでの提供を原則とした上で、個別具体的な事情により光整備エリアでも例外的に提供できることを可能にするを制度的に整備をしていただくと、制度整備に着手していただくということが必要ではないかと考える次第です。

モバイル網固定電話については、現在、ユニバーサルサービスとしての制度整備の検討が進められていると聞いております。NTT東西が卸提供を受けて提供するものについては、ワイヤレス固定電話と同様の条件で提供可能とすることが適当であると考えます。

それから、本委員会でもNTT東西によりましてメタル加入電話の移行状況を検証する一環として、まず、モバイルを活用した固定電話が制度整備の趣旨に沿って適切に提供されているかどうか。それから、利用者の正しい理解を促すよう周知が行われているかどうか、これも意見の共有がありましたが、各MNOが提供する既存のモバイル網固定電話も含めて公平に

選択可能な提供となっているか。こういった点について、適時適切にフォローアップしていくと、こういうことが必要ではないかと思っております。

代替サービスの在り方以外の項目については、例えば、消費者保護のための対策とか、あるいは代替サービスの案内方法などは、意見の集約を図るために引き続き精力的に議論を進めて、その上で、来年4月からの先行的な移行までの間に必要なものを中心に、順次議論を整理していくということによろしいのではないかと考える次第であります。

私のほうとして、こういう形を皆さんに御提示して、よろしければこれで進めさせていただこうと思っておりますけれども、いかがでしょうかね。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

**【山内主査】** ありがとうございます。御異議なければ、事務局におかれましては、ワイヤレス固定電話に関する制度整備、これに着手していただくということ、それから、今日もいろいろ議論出ましたが、他の論点についても引き続き検討、これを整理していただくと、こういうことでお願いしたいと思っております。

それから、前回とも、毎回同じですけれども、今日はそういう形にしますが、さらにNTT東西様へ追加的な質問があるということであれば、今週の木曜日、12月4日、これまでに事務局へそれを御提出いただくことにしたいと思っております。どうもありがとうございました。

それでは、事務局から今後のスケジュールについて御説明いただければと思います。

**【佐々木事業政策課基幹通信係長】** 事務局でございます。次回の固定電話サービス移行円滑化委員会の日程につきましては、別途、事務局より御連絡を差し上げます。

以上でございます。

**【山内主査】** ありがとうございました。

それでは、本日の会議、これで終了とさせていただきます。どうも御協力をいただきまして、誠にありがとうございました。